

埼玉県立大学学長の選考及び解任に関する規則

平成22年4月1日

規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、埼玉県立大学の学長（以下「学長」という。）の選考及び解任に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の事由)

第2条 公立大学法人埼玉県立大学定款（以下「定款」という）第11条第2項に規定する学長選考会議（以下「選考会議」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に、学長の選考を行う。

- 一 学長の任期が満了するとき。
- 二 学長が辞任を申し出たとき。
- 三 学長が欠員になったとき。
- 四 学長が解任されたとき。

(選考の時期)

第3条 学長の選考は、前条各号に規定する事由により、それぞれ次の期間内に行うものとする。

- 一 前条第1号による場合は、任期満了日前1月までに選考を完了する。
- 二 前条第2号から第4号による場合は、その事由が発生した後速やかに行う。

(学長の資格)

第4条 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者でなければならない。

(候補者の推薦)

第5条 選考会議は、学長の選考を開始するときは、選考会議の構成員（以下「委員」という。）に対して、学長候補者の推薦を求めるものとする。

- 2 委員は、選考会議に対し1人の学長候補者を推薦することができる。ただし、自らを学長候補者として推薦することはできない。
- 3 学長候補者の推薦は、選考会議が指定する期日までに、推薦書（様式第1号）及び履歴書（様式第2号）を、選考会議の事務局を経由して選考会議に提出することにより行うものとする。この場合において、推薦者は、学長候補者として推薦を受けること並びに当該推薦に係る推薦書及び履歴書が選考会議に提出されることについて、被推薦者から事前に同意を得なければならない。

(選考方法)

第6条 選考会議は、前条の規定により推薦された学長候補者について審査を行い、1人を学長適任者として選考する。

- 2 選考会議は、前項の学長適任者に対し面接を行った結果、第4条に規定する学長の資格を満たしていないと認められる場合を除き、当該学長適任者を学長として任命すべき者として決定する。

(選考結果の報告等)

第7条 選考会議の議長は、学長として任命すべき者を決定したときは、速やかに理事長に報告するとともに、これを学内に公表するものとする。

(学長解任の申出)

第8条 選考会議は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに学長の解任について審議するものとする。

- 一 選考会議が、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第76条において準用する同法第17条第2項及び第3項に規定する事由（以下「解任事由」という。）に該当するおそれがあると認めるとき。
- 二 経営審議会又は教育研究審議会から、解任事由に該当するものとして、学長解任の申出の請求

があつたとき。

2 選考会議は、前項の規定による審議を行うに際して、学長に対して書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

3 選考会議は、第1項の規定による審議の結果、解任事由に該当する十分な理由があると認めたときは、理事長に対し学長解任の申出を行うものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、学長の選考及び解任等に関し必要な事項は、学長選考会議が定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

履 歴 書

(ふりがな)			男・女
氏 名			
生 年 月 日	年 月 日生（満 歳）		
現 住 所			
現 職			
学 歴 (大学卒業以降)	年 月	事 項	
	年 月		
学 位 免許・資格	年 月	事 項	
	年 月		
主 な 職 歴	年 月	事 項	
	年 月		
主 な 教 育 研 究 業 績	年 月	事 項	
	年 月		
学会及び社会 における活動等	年 月	事 項	
	年 月		
そ の 他 特 記 事 項			